

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務募集要項

1 趣旨

この要項は愛知県(以下「県」という。)が実施する愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務(以下、「本業務」という。)を委託する事業者を企画提案(プロポーザル方式)により選定するため必要事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務

(2) 業務内容

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載する業務とする。

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月5日までとする。

(4) 予定限度価格

3,850,000円(消費税及び地方消費税を含む)。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下、「参加者」という。)は、次に掲げる要件を満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書受付までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (3) 提案書受付までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないものであること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 令和8・9年度「物品・役務等の入札参加資格者名簿」(愛知県会計局調達課)登録者のうち「業務(大分類)03. 役務の提供等」、「営業種目(中分類)07. 調査委託」に登録されていること。
- (6) 国及び地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人並びに法令に基づく公社等との類似業務の契約実績がある者であること。

4 参加表明書・技術提案書等の提出期限、提出方法及び提出先等

(1) 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- 参加表明書（様式 1-1）
- 業務実績証明書（様式 1-2）
- 技術提案書の提出について（様式 2-1）
- 公募型プロポーザル技術提案書（様式 2-2）
- 業務実施方針及び技術提案（様式 2-3）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期間

令和 8 年 6 月 11 日（木）午後 5 時まで（必着）

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）または宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること（電子メール及びファクシミリは不可）。

(5) 提出先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室（愛知県東大手庁舎 1 階）

〒 4 6 0 - 8 5 0 1 名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 7 4 7 8（ダイヤルイン）

(6) 質問及び回答

参加表明書・技術提案書に関する質問は、様式 3 質問書により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールで提出すること。「bosai-kyoten@pref.aichi.lg.jp」
タイトルは「愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務に関する質問」とし、電子メール
を送信した旨を「10 連絡・問合せ先」に連絡すること。

ウ 質問の回答

令和 8 年 6 月 5 日（金）をめぐりに、様式 4 回答書により電子メールで回答する。

(7) 守秘義務資料の配布

ア 配布申込方法

【様式 5】に必要事項を記載のうえ、メールアドレス「bosai-kyoten@pref.aichi.lg.jp」宛てに電子メールにより提出してください。配布方法につきましては、提出時においてお知らせします。

イ 提出期間

令和 8 年 6 月 11 日（木）午後 5 時まで（必着）電子メールの件名欄に「【愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務】守秘義務資料」と記入し、電子メール送信後に「10 連

絡・問合せ先」に確認の電話をしてください。

(8) 選定

「5 提案の選定等」に記載。

(9) 通知

審査結果についてはすべての提出者（以下、「提案者」という。）に対し、後日通知する。

5 提案の選定等

(1) 評価委員会による審査の実施

本要項4に基づき提出された書類について、形式審査を行った後、評価委員会において審査を行う。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、本応募資格を満たす、かつ提出書類に不備がないか審査を行う。

イ 評価委員会

形式審査を通過した者について、提出書類（様式2-2、様式2-3）及びプレゼンテーションにより審査を行う。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおりとする。

(3) 事業者の選定

評価委員会の審査で、最も評価が高かった者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年6月下旬に全提案者に通知する。

なお、審査結果は、愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、評価委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(5) 非選定の理由に関する事項

提案者のうち技術提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定の理由）を通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、愛知県知事に対して非選定の理由について説明を求めることができる。

6 プレゼンテーションについて

- ・「5 提案の選定等」に記載の評価委員会において実施する。
- ・技術提案書のプレゼンテーションは1者10分とし、技術提案書に基づき説明を行う。なお、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は許可しない。
- ・参加者は1社あたり3人以内とする。
- ・プレゼンテーション終了後、各委員と提案者の間で質疑応答を行う。
- ・各委員はプレゼンテーション及び質疑応答を経て、別紙「評価基準」のうち、「技術提案書の評価」による評価を行う。
- ・技術提案書に、自社の会社名を記載していた場合及びプレゼンテーションにおいて自社の会社名の発言があった場合は失格とする。

7 スケジュール（予定）

令和8年5月22日（金）	募集要項等の公表
令和8年5月29日（金）	質問書の受付期限
令和8年6月5日（金）	質問書の回答期限
令和8年6月11日（木）	参加表明書・技術提案書の提出期限
令和8年6月16日（火） 予定	プレゼンテーション
令和8年6月下旬	選定又は非選定に係る通知書送付
令和8年6月下旬	契約

8 業務契約

（1）契約の締結

5（3）により選定された者から見積書を徴取した後、契約金額を予定限度価格の範囲内であれば、随意契約の方法により契約を締結する。なお、万一契約締結に至らなかった場合は、次点の者と協議するものとする。

また、この手続きに参加した者が、参加表明書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合、その者については当該手続きに係る選定の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

（2）契約書

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。

（3）契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

（4）支払い方法について

精算払いとする。

9 その他

（1）次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が参加したとき。
- ② 1者で複数の参加表明書の提出があったとき。
- ③ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ④ 事実に反する参加申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑤ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。
- ⑥ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、参加者及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（2）参加表明書の業務実施体制は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの承諾を県から得るものとする。

（3）提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各参加者及び提案者の負担とする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

- (4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとするが、県が審査するに当たり、提出書類を複製する必要があるため、提出者はこれを了承すること。
- (7) 参加表明書の選定及び技術提案書の特定に係る審査の経過等については非公開とし問い合わせには応じない。
- (8) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

10 連絡・問合せ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
電 話 052-954-7478 (ダイヤルイン)

愛知県消防学校敷地利活用可能性基礎調査業務募集要項 評価基準

1. 技術提案書の評価(配点95点)

評価項目	最大点数	判定基準(記載内容)
事業実績	5	責任者における土地活用調査に関する類似業務の実績が豊富であるか。
	5	担当者における土地活用調査に関する類似業務の実績が豊富であるか。
実施体制	10	責任者、担当者等の構成・役割が明確で、本業務の遂行に的確な体制であるか。
実施方針	5	委託業務の目的を的確に理解しているか。
事業スケジュール	15	無理のないスケジュールとなっているか。
業務関係	15	調査地に関する法的な現況及び上位計画を分かりやすく整理することが期待できるか。
	15	国や他県事例等を参考とした効果的な調査方法(調査範囲・調査数も含む。)が期待できるか。
	15	敷地利活用の可能性、課題等について、具体的に報告することを期待できるか。
	10	業務目的達成のための調査を進めるに当たり課題、障害となることを想定した上で、それらに対する具体的な対応策が示されているか。

2. 社会的取組に関する評価(配点5点)

評価項目	最大点数	判定基準(記載内容)	
社会的取組	環境に配慮した事業活動	0.5	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
		0.25	自動車エコ事業所の認定を受けていること。
		0.25	あいち生物多様性企業認証を受けていること。
	障害者等への就業支援	0.25	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)
		0.25	名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用していること。
		0.25	保護観察対象者等を雇用していないが、「協力雇用主の登録」を受けていること。
		0.25	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること。
	男女共同参画社会の形成	0.25	女性の活躍促進宣言を提出していること。
		0.25	あいち女性の輝きカンパニーの認証を受けていること。
0.25		えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けていること。	
仕事と生活の調和	0.25	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。	
	0.25	あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。	
	0.25	くるみん認定、トライくるみん認定又ははプラチナくるみん認定を受けていること。	
	0.25	愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること。	
	0.25	愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施していること。	
その他	0.25	あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。	
	0.25	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること。	
	0.25	愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。	
	0.25	パートナーシップ構築宣言を公表していること。	